

公益社団法人岩手県柔道整復師会

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県柔道整復師会（以下「本会」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、本会の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会に入会できるのは、柔道整復師免許を有している者とする。

2 本会の正会員又は賛助会員の入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書のほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 柔道整復師免許証の写し

3 第2項の申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び会員に関する取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別ごとに本会の会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された会員に関する個人情報は、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し慎重に取り扱わなければならない。

3 会員は、本会に登録されている事項に変更が生じたときは、理事会が別に定める変更届を提出しなければならない。

(退会事由及び手続)

第4条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会できる。

2 退会した者は、退会年月日をもって会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により、会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記したものと共に、第2条の手続きを経なければならない。

2 前項の再入会申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、除名により本会の会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間、再入会を認めない。

(入会の拒否)

第6条 次の各号に該当する者については、入会を拒否することができる。

- (1) 成年後見人又は被保佐人である者。
- (2) その他活動内容、経歴等から会員としてふさわしくないと認められる者。

(改廃)

第7条 この規程は、理事会を経て総会の決議をもって改廃することができる。

附則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記日の平成24年8月1日から施行する。